

院内トリアージ実施体制加算について

当院は救急医療の確保のための診療を行っている第三次・第二次救急医療機関として指定を受けており、時間外等、休日又は深夜に受診した患者さんに対して院内トリアージを実施する体制が整備されている保険医療機関として東海北陸厚生局へ届出を行っております。

夜間、休日または深夜において受診された患者さん(救急車等で救急搬送された場合を除く)に対しては、診療にかかる料金に「院内トリアージ実施体制加算」を算定しておりますので、ご理解をお願いします。

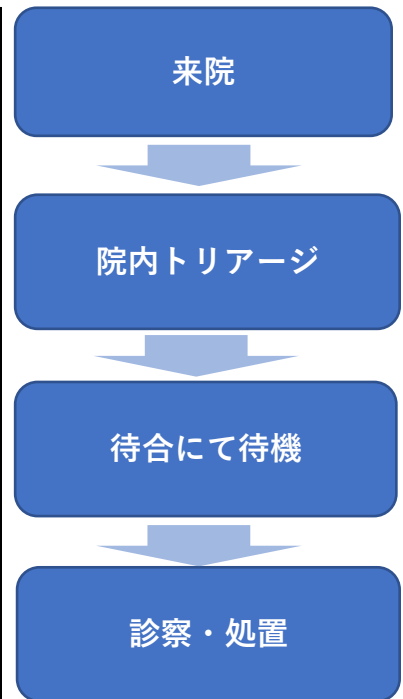
◆院内トリアージとは・・・

救急外来で診療を行う患者さんに対し、来院した時点で看護師または医師があらかじめ症状を確認し、状態を評価することで重症度や緊急度に応じて診療の優先順位を決めることです。

診療の順番は、来院した患者さんの緊急度や重症度によって決定するため、受付した順番で診察するとは限りません。トリアージの結果により、待ち時間が長くなる場合がありますのでご了承ください。

【受診の流れ】

救急診療を優先すべき重症患者の判断基準(JTASレベル)		
区分	状態	再評価時間
レベル1 蘇生	生命または四肢を失う恐れがある状態	ケアを継続
レベル2 緊急	潜在的に生命や四肢の機能を失う恐れがある場合	15分毎
レベル3 準緊急	重症化し救命処置が必要になる潜在的な可能性がある状態	30分毎
レベル4 低緊急	患者の年齢に関連した症状、苦痛と感じる症状、潜在的に悪化を生じる可能性のある症状で、1～2時間以内の治療開始や再評価が望ましい状態	60分毎
レベル5 非緊急	急性期の症状だが緊急性のないもの、および増悪の有無にかかわらず慢性期症状の一部である場合	120分毎



院内トリアージ実施体制加算 : 50点

【上記に該当する時間帯】

平日夜間 = 18～22時、6時～8時
平日深夜 = 22時～6時
土曜日 = 8時前および12時以降
休日 = 日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
および創立記念日(5月1日)